

よくある質問

出産応援ギフトについて（Q&A）

Q 1 出産応援ギフトについて、申請は誰が行えばよいですか。

妊婦が申請を行う必要があります。

Q 2 出産応援ギフトの支給要件（対象者）を教えてください。

令和5年2月1日以降に妊娠届出書を提出し、岐阜市の面談を受けた妊婦の方が出産応援ギフトの対象となります。対象となる妊婦の方には、岐阜市から「出産応援ギフトのお知らせ」を送付します。

Q 3 「出産応援ギフトのお知らせ」は、どこでもらえますか。

令和5年2月1日以降に妊娠届出書を提出した妊婦の方は、面談終了後に「出産応援ギフトのお知らせ」をお渡しします。

Q 4 妊娠届出書の提出に、妊婦本人が行けない場合、出産応援ギフトはもらえますか。

妊婦本人との面談を条件としております。後日、妊婦本人に面談を受けていただき、面談後にお渡しします。

Q 5 「出産応援ギフトのお知らせ」が届きました。どのように申請をするとよいですか。

「出産応援ギフトのお知らせ」の二次元コードを読み込んでいただき、オンラインでの申請を行っていただきます。オンラインでの申請ができない方は、保健予防課までご連絡ください。

Q 6 出産応援ギフトの申請書を紛失しました。再発行できますか。

妊婦（本人）が保健予防課までご連絡ください。

Q 7 双子を妊娠しました。出産応援ギフトとして10万円相当のポイントを受け取ることが出来ますか。

出産応援ギフトは多胎妊娠の場合も5万円相当のポイント付与となります。なお、子育て応援ギフトについては、5万円相当のポイント×出生児童数を支給します。

Q 8 ギフト支給に所得制限はありますか。

所得制限はありません。

Q 9 ギフトは、課税対象となりますか。

非課税となります（収入として申告する必要はありません）。

Q 10 申請後の流れを教えてください。

内容を審査し、支給決定はぎふっこギフト招待状の発送をもってかえさせていただきます。なお、申請に不備・不足がある場合は電話で問い合わせることがあります。

Q 11 申請から支給（ポイント付与）までどれくらいの期間を要しますか。

1カ月を目安に支給を予定していますが、申請の状況により2カ月ほどかかる場合もあります。また、申請内容に不備があると、支給が遅れる場合があります。

Q 12 生活保護を受給していますが、ギフト対象となりますか。

生活保護を受給している方も支給要件を満たせば対象となります。

Q 13 岐阜市に転入してきましたが、以前住んでいた市区町村で「出産・子育て応援ギフト」（国の出産子育て応援給付金）の電子クーポンなどを受け取りました。岐阜市で実施している「出産・子育て応援ギフト」を受け取ることができますか。

当事業は全国一律の事業となっているため、同じ理由によって複数の市区町村から二重に受け取ることはできません。ただし、「出産応援ギフト」のみ転入前の市区町村で給付を受けていて、「子育て応援ギフト」の給付を受けていない場合で支給条件を満たした場合は、岐阜市の「子育て応援ギフト」を受けることができます。

Q 14 現在妊娠中で、岐阜市へ転入をしたが、どうすればよいですか。

妊婦健診受診票等の差し替えが必要ですので、母子健康手帳を持って、岐阜市の保健センターにお越しください。その際に、お引越し元の市区町村で当事業の申請をしていないか確認を行い、後日「出産応援ギフト」を発行します。

※お引越し元の市区町村で当事業の申請をしていない方が対象となります。

Q 15 妊娠届を提出し、岐阜市で面談を受ける前に他市町村へ転出しました。この場合、岐阜市・転出先のどちらで出産応援ギフトの申請をすればよいですか。

転出の市区町村での面談を受けた後、転出先へ申請してください。

Q 16 海外で妊娠して帰国しました。出産応援ギフトの対象になりますか。

海外で妊娠し、出産前に居住地となる岐阜市に妊娠届出書を提出し、面談を受けることで出産応援ギフトの支給対象となります。

Q 1 7 産科医療機関を受診する前の段階でも、妊娠届出書を提出すれば出産応援ギフトの対象となりますか。

出産応援ギフトは、産科医療機関を受診し、医師による妊娠の確認が必要となります。このため、市販の妊娠判定薬で陽性反応が出た場合、妊娠届出書を提出することはできますが、産科医療機関の受診後に改めて面談を受けていただきます。